

日本共産党交野市会議員団は、6月議会に下記の2本の意見書を提出しました。



地方自治を踏みにじる指示権の拡大を含む地方自治法改正に反対する意見書（案）

地方自治体への国の指示権を拡大する地方自治法改正案が国会で審議されています。

この法案の最大の問題は、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、国が地方自治体に広範な指示権を発動できるようになることです。

法案は、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」に、閣議決定により、自治体に指示を出し義務を課せるようにする内容です。

しかし「その他」「これらに類する」など、法案の「重大な事態」の範囲はきわめて曖昧なうえ、その「おそれがある場合」も含まれます。対象は災害や感染症に限らず、戦争やテロなどの「おそれ」があると判断した場合にも広げられ、国が自治体に指示権を発動し従わせていくことも想定されます。その判断はすべて政府にゆだねられ、国会にも諮らず恣意的に運用される危険性があり、日本弁護士連合会や専門家からも懸念の声があがっています。

憲法は地方自治を明記し、政府から独立した機能をもつ「団体自治」と住民の意思にもとづく「住民自治」を保障しています。しかし、改正案は、これらを踏みにじて、自治体の方針に反して自治事務に介入する権限を国に与えようとするものであり、地方自治体の自主性・自立性を侵害するものです。

よって本市議会は、地方自治を踏みにじる指示権の拡大をふくむ地方自治法改正案に反対し、法案の廃案を強く求めるものです。

食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書（案）

現在、日本農業の持続困難が急速にすすみ、この10年で農業者（基幹的農業従事者）は3割も減少し、東京都に匹敵する面積の農地が失われた。また、漁業生産量も20年で3割以上も減少した。日本の農漁業は高齢者によって支えられており、後継者不足もまた深刻である。

日本の食料自給率（令和4年度）はカロリーベースで38%とG7の中で最も低く異常な水準であり、肥料・飼料・種子などを考慮すればさらに自給率は大きく下がる。そんな状況の中で、世界に目を向ければ、ロシアのウクライナ侵略による小麦などの高騰などの影響も受け、8億3000万人が飢餓状態という世界的な食料不足となっている。こうした世界的な食料不足の事態は、国内食料のほとんどを輸入に頼っている日本においては深刻な影響を受ける事態となりかねない。

しかし、農業所得に占める政府補助の割合は、ドイツ77%、フランス64%であるが、日本は30%と半分以下と少なく、その一方で農家には「外国産に対抗できる競争力強化」を迫りながら規模拡大・コストカットを強いており、日本の農政は、農業の弱体化を食い止められずにいる。さらに急激な円安、物流費、飼料・肥料・資材・燃油等の費用高騰が、食料供給に危機的な障害をもたらしており、政府として、価格抑制などの緊急の対策は、国民の食料を守るためにも喫緊の課題である。

よって政府において、以下の取り組みを速やかに実行されるよう強く要望する。

記

1. 飼料、肥料、資材、燃油等の高騰を抑制するなどの緊急対策を1兆円規模で実施すること。
2. 食料自給率の向上を国政の基本目標に位置づけ、早急に50%にすることを目標にすること。
3. 輸入自由化路線から転換し、食料主権を守り、国内の食料生産を増やすこと。
4. 価格保障・所得補償の充実をはじめ、農業、酪農、畜産、漁業への支援を抜本的に強化すること。
5. 環境や生物多様性の保全をあらゆる農林漁業政策の前提・土台にすえ、再生可能エネルギーの利用・開発、地産地消など地域循環型の食料生産などで、農林漁村の活性化をはかること。